

## 日赤豊川市地区災害見舞金支給要綱

1 この要綱は、災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。）又は火災（以下「災害等」という。）により罹災した場合に、日赤豊川市地区の予算の範囲内で災害見舞金を支給することを目的とする。

2 災害見舞金の対象者は、災害等により被害を受けた家屋の住人（その当時豊川市内に住所を有する者の属するもの（以下「被災世帯」という。))で、その災害等により次に掲げる被害を受けたときは、その世帯主（第1号に掲げる者が世帯主である場合は、その者の葬祭を行う者）に対し、災害見舞金の支給を行うものとする。

(1) 被災世帯に属する者の死亡の場合

1人につき 10,000円

(2) 被害が住家の全部に及んだ場合 15,000円

(3) 被害が住家の半分以上に及んだ場合 8,000円

(4) 前各号に掲げるものの他、地区長が必要と認めるもの 5,000円

3 前項の見舞金は、災害等による被害が、被災世帯に属する者（その被害により死亡したときは、その者の遺族で当該被災世帯に属さないものを含む。以下同じ。）の故意若しくは重大な過失によるものである場合は、地区長は、災害見舞金を支給しないことができる。

また、被災世帯に属する者が、その被害について災害救助法（昭和22年法律118号）の適用を受けている場合は、災害の状況を勘案し、そのつど地区長が決定する。

4 偽りその他不正の手段により災害見舞金の支給を受けた者があるときは、地区長は、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部をその者に返還させることができる。

### 附 則

この支給要綱は、昭和55年4月1日から実施する。

### 附 則

この支給要綱は、令和2年4月1日から実施する。

### 附 則

この支給要綱は、令和4年4月1日から実施する。

### 附 則

この支給要綱は、令和5年8月14日から実施する。